

令和7年度第2回調布市表彰審査委員会会議要録

日 時 令和7年8月12日（火）
午前10時00分から午前11時00分まで
会 場 調布市役所5階 特別会議室

○ 出席者

【委員】瀧柳嘉市会長，加藤襟子委員，関森正義委員，今井隆司委員

【事務局】総務部長，総務課職員4人

○ 会議内容

1 審議

(1) 諮問第1号 市民表彰について

諮問について事務局から説明。

審議の結果，全委員異議なく諮問のとおり答申することに決定。

【意見】

今井委員：技能功労は何年ぶりの表彰者の選出か。また，技能功労の表彰候補者を推薦いただくためにどのようなアプローチをしたのか

総務課長：直近では2022年に1名推薦を頂いている。

昨年度までも商工会や建設関連団体に対し，表彰者の推薦を依頼していたが，今年度は加えて関係課からも関わり合いのある団体にアプローチをしたことで多くの技能功労の推薦を頂けたのではないか。

関森委員：質問ではないが，長年にわたってやってきた地域の方々が表彰されるということは，当人又はその団体にとって自分がやってきたことが報われ，とてもいいことだと改めて感じた。

総務課長：総務課としても地域で地道に活動されている方の日ごろの活動に光を当てるためにも，いかに推薦を出して頂けるかが大事であると考えている。

加藤委員：今回は民生委員の推薦が少ないのはなぜか。

総務課長：任期の切り替えのタイミングの影響で今年度は推薦が少なかつ

たのではないか。

関森委員：今年度の民生委員の一斉改選で30名ほどが民生委員を退任されたと聞いている。

おそらく表彰の年数に達しなかった方が多いのではないか。

(2) 諮問第2号 自治表彰について

諮問について事務局から説明。

審議の結果、全委員異議なく諮問のとおり答申することに決定。

【意見】

関森委員：消防団の団員を10年以上やられていたとしても、分団長等を歴任していない場合には特別職功労には該当しないのか。

総務課長：特別職功労については該当しない。

ただし、市民表彰として市政功労者表彰の対象となる場合もあると考えられる。

瀧柳会長：今後の功労者の見極め方については注視する必要があると考える。

総務課長：担当課や関係団体と市政功労者の考え方について齟齬がないよう丁寧に事務を行っていきたい。

今井委員：分団長等を歴任していない消防団の団員を含め、市政功労者の推薦に漏れがないように注視していただきたい。

(3) 調布市制施行70周年記念特別表彰の候補者について

候補者について事務局から説明。

審議の結果、全委員異議なく、調布市制施行70周年記念特別表彰の表彰者を選定。

【意見】

関森委員：その他の候補者について、どの部分が不足し表彰者の選定に至らなかったのか。

総務課長：どの方、団体の方も甲乙つけがたいが、市政功労者表彰の功労区分や市政功労者表彰の受章回数、年齢等を鑑み、候補者の選定に至った。

その他の候補者について、それぞれが素晴らしい功績をお持ち

であることは重々踏まえた上で、今回選定に至った候補者の方の功績が突出した内容であると思われることから、調布市制施行 70 周年記念特別表彰の表彰対象者とした。

2 その他

調布市制施行 70 周年記念式典について

日付 令和 7 年 10 月 26 日（日）

会場 文化会館たづくり くすのきホール

※ 今年度の調布市市政功労者表彰については、調布市制施行 70 周年記念式典で実施予定。

今井委員：調布市制施行 70 周年記念式典の中での市政功労表彰であり、式典全体の進行上の都合もあると思われるので、被表彰者とその関係者が来場時やお帰りの際に、記念写真を撮影できるスポットが会場内及び周辺に複数あるとよいのではないかと。

総務課長：昨年度についても複数写真撮影の場の用意をしたところ、多くの方に写真を撮っていただけた。今年度についても、写真撮影の場のほか、表彰者に感謝の意を伝えられるような工夫を実施していきたい。

瀧柳会長：今年度については表彰の仕方は変わるのか

総務課長：時間の関係上、例年行っている、表彰者全員のお名前の読み上げや、各功労の代表者に表彰状を受け取りについては行えないと考えている。

表彰者の出番が少なくなってしまうことから、感謝の意の伝え方については検討していく。

瀧柳会長：調布市制施行 70 周年記念式典の内容はどういったものとなるのか。

総務課長：市制施行 70 周年記念映像の上映や木島平村の御挨拶や映像などの催し物を実施する中の 1 つとして市政功労者表彰を行う。

今井委員：市制施行 70 周年記念式典における表彰審査委員会委員の役割等についての説明や当日のスケジュールについて説明がほしい。

総務課長：市制施行 70 周年記念式典の内容については未確定な部分も多

いことから委員の皆様には改めて御説明する。